

論文

建設業と中小企業の会計

弥永 真生

キーワード

会計基準
中小企業
会社法
IFRS

目次

- 1 問題の所在
- 2 諸外国の状況
 - (1) 中小報告主体向け国際財務報告基準
 - (2) 連合王国
 - (3) 計算書類について IFRS の適用を強制しないヨーロッパ諸国における中小企業の取扱い
 - (4) アメリカ
 - (5) オーストラリアとカナダ— IFRS の適用を強制するコモンウェルス諸国
- 3 わが国の状況
 - (1) 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」
 - (2) 『中小企業の会計に関する基本要領』の意義
- 4 今後の課題—計算書類の信頼性の確保
 - (1) 簡易監査構想と会計調査人構想
 - (2) 会計参与制度
 - (3) 経営事項審査と計算書類の信頼性確保

注

1 問題の所在

わが国において、非上場会社、とりわけ、中小企業に対する金融については、不十分な面がある一方で、必ずしも十分なディシプリンが働かない状況で行われてきたように思われる。物的担保や人的担保（保証）に過度ではないかと思われるほど依存したり、また、信用保証協会の保証が付されていることに依拠して、十分な審査を経ないで貸付けが行われてきた¹という経験を最近の日本は有しているように思われる。

このような状況を背景として、『中小企業憲章』（平成 22 年 6 月 18 日）は、「金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。」としており、わが国の中小企業政策審議会企業力強化部会『中間取りまとめグローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方』（平成 23 年 12 月）も「決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である。」と指摘している。すなわち、金融機関が中小企業の計算書類をふまえた審査を必ずしも適切に行って信用を供与してくることができなかったことについては、金融機関側に問題があることに疑いはないが、中小企業側としても計算書類の信頼性を十分に確保してくることができなかったということが認識されている。

また、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）（金融円滑化法）が平成 25 年 3 月末で期限切れとなり、金融機関は与信にあたってこれまで以上に丁寧な与信先管理を求められるに至っている。バブル崩壊後、確実な物的担保の確保が困難になる一方で、個人保証については実質的に制限される方向での法改正や金融庁の指導等が行われている。このような状況の下では、当該企業自体の財産はもちろんのこと、当該企業の収益・キャッシュ・フローが弁済能力（与信側からは回収可能性）を判断する基礎となり、それらについての情報は、適切な企業会計によって実現できるといえる。同時に、—こちらがより重要なのであるが—経営者自身が企業の財産・損益及びキャッシュ・フローの状況を適切に把握し、経営改善、極端な場合には、転換・退出を検討できる基盤を確立することが重要である。

また、建設業との関連では、別な観点から、計算書類の適正性を担保する必要もある。建設業法 27 条の 23 第 2 項によれば、経営事項審査は、「経営状況」及び「経営規模等」（経営規模、技術的能力、その他の客観的事項）について数値による評価をすることにより行うものとされており、X2 と Y 評点は企業会計上の数値に基づいている。このことから、適正な企業会計が行われることなしに、経営事項審査という制度は成り立たないはずである。受審企業を同じ土俵（レベル・プレーイング・フィールド）で比較するという観点からも、会計処理の恣意性を排除し、計算書類の適正性を担保することの必要性は高いというべきであろう。

2 諸外国の状況

(1) 中小報告主体向け国際財務報告基準

国際会計基準審議会が公表した『中小報告主体向け国際財務報告基準（International Financial

Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities)』(2009年7月)の場合、そのもとになっている国際財務報告基準(IFRS)は資本市場指向会社を前提としているが、『中小会社向け国際財務報告基準』の適用を中小企業に強制している欧米の先進国は今のところ存在しない。もっとも、ブラジル、ドミニカ、コスタリカ、ベネズエラなど少なからぬ南米諸国は、一定の会社につき、『中小報告主体向け国際財務報告基準』の採用を決定した。また、アジアでも、フィリピンもこれを国内基準化し、香港は、『中小報告主体向け国際財務報告基準』にわずかな修正を加えた会計基準の適用を一定の会社には認めることとした。シンガポールやマレーシアでも『中小報告主体向け国際財務報告基準』の適用を一定の会社に認めることが提案され、シンガポールでは、2010年12月に『小規模主体向け財務報告基準』が公表され、マレーシアでは2013年上半期中にマレーシア版『中小報告主体向け財務報告基準』が公表される予定である。

(2) 連合王国

会計基準審議会は、1990年代以降、国際会計基準とのコンバージェンスを図り、その結果、会計基準審議会の会計基準が複雑化し、小会社やその監査人の対応が困難となっているという認識が高まった。そこで、通商産業省及び会計士団体の協力を得て、会計基準委員会において検討がなされ、1997年には、『中小企業のための財務報告基準(Financial Reporting Standard for Smaller Entities, FRSSE)』が策定・公表され、小規模報告主体はこれに従って計算書類を作成することができると考えられてきた。もっとも、会社は会計基準審議会の会計基準に従うことを強制されるのではなく、財務諸表に会計基準審議会の会計基準に準拠して作成したか否か、重要な離脱がある場合にはその詳細と理由を開示することが求められているにすぎない(2006年会社法396条5項、2008年大規模及び中規模会社及び連結(計算書類及び報告書)規則(SI 2008/410)第1附則45条)。しかも、中小会社にはこのような開示すら要求されていない(2008年大規模及び中規模会社ならびに連結(計算書類及び報告書)規則4条2項a号)。

もっとも、会計基準審議会は、2009年8月に、『UK-GAAPの将来(The Future of UK GAAP)』という意見照会文書(Consultation Paper)を公表し、この意見照会文書では、会社は、①公的説明責任を負う報告主体(publicly accountable entities)、②『中小企業のための財務報告基準』を適用することができる小規模報告主体でも③でもない報告主体及び③小規模報告主体という3つの階層に分けられ、②は『中小報告主体向け国際財務報告基準』を、③はFRSSEを引き続き、それぞれ、適用することができるものとするのが提案されていた。①及び②はEUが採用した(endorse)IFRSを適用することもでき、③は『中小報告主体向け国際財務報告基準』を採用することもできるとすることが、それぞれ、提案されていた。

しかし、その後、さまざまな意見をふまえて、2012年1月に、会計基準審議会は、財務報告基準100、101および102の草案を内容とする『連合王国及びアイルランド共和国における財務報告の将来(The Future of Financial Reporting in the UK and Republic of Ireland)』(コメント期限:2012年4月30日)という公開草案を公表した。そこでは、階層にわけて規律することはしないこととされ、

EUによって採用された国際財務報告基準の適用は法律で求められている報告主体にのみ要求されることとなった。そして、単体の計算書類およびEUによって採用された国際財務報告基準の適用が要求されない報告主体の連結計算書類については、FRSSEの利用適格を有する場合にはFRSSEによって作成することができ、FRSSEの利用適格を有しない場合あるいは有していてもそれによらないことを選択する場合には財務報告基準102またはEUによって採用された国際財務報告基準によることができ、適格主体（qualifying entity、広く公開されている連結財務諸表の連結の範囲に含まれる報告主体）に該当する場合には軽減された開示要求を定める財務報告基準101によることができることが提案されている。また、連合王国及びアイルランドにおいて現在認められており、かつ、国際会計基準においても認められている会計処理（たとえば、土地建物の再評価など）は、引き続き認められるものとされている。この基準は、2015年1月1日以降に開始する会計年度から適用されることが提案されている²。

（3） 計算書類について IFRS の適用を強制しないヨーロッパ諸国における中小企業の取扱い

オランダにおいて、国際会計基準が上場会社の連結計算書類に適用されるようになったことを契機として、法的な拘束力はないとされているが、2005年度から、財務報告審議会の開発した会計基準（Richtlijnen voor de jaarverslaggeving）は大中会社向け会計基準と小会社向け会計基準との2本立てとなっている。

スペインも、2007年にプラン・ヘネラル・デ・コンタビリダ（PGC）を改正した際に、『中小企業のためのPGC（Plan General de Contabilidad de Pequeñas y Medianas Empresas）』を追加的に策定した。PGCと中小企業向けPGCの差異は、基本的には、後者においては、表示・注記の簡略化がなされているにとどまり、会計処理については大きな差異はない。もっとも、極小企業（microempresas）については、ファイナンス・リースその他これに類する取引のオンバランス処理を要求する規定及び税効果会計に関する規定の不適用が認められている（4条3項）。

また、ドイツでは、小会社は税効果会計について定める商法典274条の適用除外とされている（商法典274a条5号）。

他方、北欧諸国でも、中小会社向けには異なる規律がなされている。たとえば、スウェーデンでは、財務省の下に設けられており、非上場会社の会計基準の開発を担当しているスウェーデン会計基準審議会（Bokföringsnämnden, BFN）が、2004年から、K-プロジェクトを進めており、企業をK-1、K-2、K-3及びK-4という4つの類型に分けて、企業会計のルールを設定しようとしている。ここで、K-1は個人商人や自然人のみが社員である人的会社、K-2は主として小規模な有限会社など、K-3は規模がより大きな会社、K-4は上場会社が、それぞれ、基本的に想定されている。K-4に属する会社は、EUのIAS規則により、EUが採用した国際会計基準によって連結財務諸表を作成しなければならないが、単体の財務諸表は、スウェーデンの国内基準に従って作成しなければならない。そして、上場会社の会計基準は、BFNではなく、かつては、会計基準委員会（Redovisningsrådet、民間主体）が、現在は、財務報告委員会（Rådet för finansiell rapportering、民間主体）が開発しているので（ただし、

内容的には、国際会計基準を一部修正したルール)、BFNは、K-1、K-2及びK-3に適用される会計基準の開発を進めている。また、ノルウェーでも、年度決算書法(1998年7月17日法律第56号)の4-1条2項及び3項が小規模企業などについて一定の会計原則からの離脱を認め、5-17条から5-19条は、連結計算書類を作成しない小規模会社が適用できるルールを定めているほか、ノルウェー会計基準審議会(Norsk RegnskapsStiftelse)は、『ノルウェー会計基準第8号 小規模企業にとってのよい会計実務(God regnskapsskikk for små foretak)』(2000年11月公表、2010年10月最終改訂)を公表している。この会計基準では、小規模会社は連結計算書類やキャッシュ・フロー計算書を作成することを要しないとするとともに、ファイナンス・リース、年金債務、繰延税金資産、自家創設無形資産、市場価格のある金融商品、収益の認識(工事完成基準など)などについて、多くの例外を小規模会社について定めている。デンマークにおいても、企業をクラス分けして、その計算を規律している(財務諸表法[2001年6月7日法律第448号。現在はLBK nr 323 of 16/04/2011]7条)。

(4) アメリカ

アメリカにおいては、州会社法には、分配可能額の算定に関するルールを除けば、企業会計に関する規律は定められていないのが一般的であり、わずかにカリフォルニアなどが、一般に受け入れられた会計原則(GAAP)に従うことを要求しているにとどまっている。したがって、SEC登録会社以外の会社は、公認会計士などによる外部監査を受ける場合でなければ、財務会計基準審議会(FASB)が公表している財務会計基準などに従う必要はないのが一般的である。もっとも、いったん、外部監査を受けるということになると、州会計審議会及びアメリカ公認会計士協会のルールの下で、公認会計士等は、重要性がない場合を除き、財務会計基準審議会が公表している財務会計基準書などに準拠しないで作成された財務諸表(計算書類)については、無限定適正意見を表明しないため、財務会計基準審議会が公表している財務会計基準が重要な意味を有する。そこで、財務会計財団、アメリカ公認会計士協会及び全米州会計審議会協会が設置した、非公開企業のための会計基準設定に関するブルーリボン・パネルの報告書(2011年1月26日)では、非公開企業の会計について、財務会計基準審議会が策定していた財務会計基準を中核とする米国会計基準に対する例外や修正を認めるというアプローチが提案されている。そして、非公開企業の会計について、米国会計基準に対する例外や修正を認めることに焦点をあてる、財務会計基準審議会とは別の審議会を財務会計財団の下に創設することを、提案している。すなわち、非公開企業の財務諸表の利用者が意思決定に有用な情報を受け取ることができる範囲内で、非公開企業のために、米国会計基準に対する例外と修正を適切に行うようにすることを確保するための審議会を設け、この新しい審議会は財務会計基準審議会の活動と審議をモニターし、必要に応じて、財務会計基準審議会と共同して作業を行うことによって、異なる会計基準を非公開企業に適用することが正当化される場合には、それが効率的かつ効果的に定められるようにするという任務を与えられるべきであるとしている。

この報告書をうけて、2012年5月には財務会計財団が、会計基準(US GAAP)を非公開会社向けの会計基準としてふさわしいものとするために修正を要する事項を識別・審議し、評決を行う非公開

会社評議会を創設した。また、同年7月には、財務会計基準審議会も、「非公開会社に関する意思決定フレームワーク：非公開会社向け財務会計・報告指針を評価するための枠組み」を公表した³。

(5) オーストラリアとカナダ―IFRSの適用を強制するコモンウェルス諸国

オーストラリアでは、報告事業体（資源の配分に関する意思決定をなし、またはその意思決定を評価するにあたって、有用な情報として、その一般目的財務諸表に依存する利用者が存在することが合理的に予想される事業体。概念ステートメント第1号）という概念を使って規制が定まっており、報告事業体にあたる限り、IFRSを完全に取り込んだオーストラリア会計基準に従って一般目的財務諸表を作成しなければならないというのが、現在の規律である。そのため、過重負担が生じているのではないかという懸念があった。これに対応するため、オーストラリア会計基準審議会は、AASB 1053『複数の階層のオーストラリア会計基準の適用（Application of Tiers of Australian Accounting Standards）』（2010年6月）によって、公的説明責任を負う営利事業体などは、Tier Iの要求にしたがわなければならないものとされ、従来と同様、IFRSを完全に取り込み、オーストラリア特有の要求事項を若干追加したオーストラリア会計基準の適用が要求されるが、公的説明責任を負わない事業体などはTier IIの要求に従えば足りるとして、軽減開示スキームの適用を認めることとした。審議会は、中小企業向けIFRSの現時点における採用については消極的であり、Tier IIの要求である「オーストラリア会計基準―軽減された開示要求（Australian Accounting Standards – Reduced Disclosure Requirements）」の下では、開示事項はかなり削減されているが（AASB 2010-2『軽減された開示要求から生ずるオーストラリア会計基準の改訂（Amendments to Australian Accounting Standards arising from Reduced Disclosure Requirements）』（2010年6月）が規定）、認識及び測定はIFRSと変わらない。

他方、カナダでは、公的説明責任を負っている企業（非営利法人や公法人を除く、その有価証券が取引所に上場され、または店頭市場などで取引されているあるいはそれを申請中の企業及び広い外部者に対して信託義務を負いつつ資産を保有することをその主たる事業としている企業）ではない企業に対しては、従来のCICAハンドブックを簡略化したものを適用することとされた。具体的には、開示の要求を大幅に削減し、金融資産及び負債は3つの例外（ヘッジ目的でないデリバティブ、活発な市場で取引されている持分投資及び認識時に公正価値で評価するものと指定したもの）を除き、（減損認識後の）取得原価（償却原価）で測定、税効果会計の非強制、開発費の即時費用認識の許容、退職後給付についての会計処理オプションの追加及び関連会社投資についての会計処理オプションの拡大などが定められている。

3 わが国の状況

(1) 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」

会社法431条では、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に「従うものとする」と規定されているが⁴、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は複数存在しう

ると考えられている⁵。他方、会社計算規則3条では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行」(圈点一弥永)という語を用いて、会計基準が会計慣行に含まれるという整理をしていることから⁶、金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が会社法上も少なくとも1つの「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示している場合が一般的であるという認識を暗示しているようでもある。もっとも、会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と金融商品取引法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とが同一であるとまではいえず、原則として、前者に後者は含まれると考えるのが穏当であろう⁷。

ところで、中小企業にふさわしい会計の在り方を検討した『中小企業の会計に関する研究会報告書』を前提として、日本税理士会連合会『中小会社会計基準』及び日本公認会計士協会『会計制度委員会研究報告第8号 中小会社の会計のあり方に関する研究報告』が公表され、その後、主として、会計参与設置会社を念頭に置いて、平成17年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が『中小企業の会計に関する指針』を策定・公表していた。

そして、『中小企業の会計に関する指針』が示す会計処理方法は、通常、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示していると考えられてきた⁸。もっとも、このことは、『中小企業の会計に関する指針』が、中小会社にとって、「唯一の」「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示すということではなく、少なくとも、(会計参与設置会社以外の)中小会社には、会社法の解釈としては、より簡便な会計処理方法が許容されていると理解すべきであろう⁹。また、たとえば、平成18年改正前商法施行規則が定めていたような会計処理方法は、会社法制定・施行当時には、現実にも「慣行」であったと考えられるし、また、会社法の制定によって、当然に、その「公正」性が失われたとは基本的には考えられない¹⁰。

(2) 『中小企業の会計に関する基本要領』の意義

主として、会計参与設置会社を念頭に置いて、「中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示す」とした、『中小企業の会計に関する指針』の策定・公表は、会社法の下での会計のあり方という観点からは、エポック・メイキングなできごとであった。しかし、会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容については必ずしも明確ではない面が多く残っていることは周知の事実である。たとえば、外形基準のみによって、有価証券報告書提出会社とされている会社や(有価証券報告書提出会社ではない)株式会社は、資本市場からの資金調達に依存しておらず、コンバージェンス等からのメリットを享受しているとはいえないにもかかわらず、コンバージェンスの影響を受けた会計処理が要求されるのではないかという懸念が一方では表明されている。他方、非上場企業の計算書類の主な開示先は、(国内の)株主、債権者、取引先等の利害関係者に限定されており、しかも、金融機関等の債権者を始めとする非上場企業の利害関係者は、非上場企業に対しコンバージェンス等の影響を受けた基準に基づいて作成された計算書類の開示を期待していない、あるいはそのような情報はかえって有害であるとの指摘もある¹¹。

しかも、多くの非上場企業は、会計・納税に関する知識を豊富に有する経理人材が十分とはいえず、

そのための人材育成や外部の専門家を活用する資金を負担する余裕に乏しい。また、金融機関等からは、高度な計算書類の作成に経営資源を割くよりも、本業に注力し、収益を高める方が有意義であるとの指摘もなされているところである¹²。

そこで、『非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書』（平成22年8月30日）¹³及び『中小企業の会計に関する研究会中間報告書』（平成22年9月30日）¹⁴を背景として、日本商工会議所をはじめとする民間団体が設置した「中小企業の会計に関する検討会」が、平成24年2月に『中小企業の会計に関する基本要領』を作成・公表した。

有価証券報告書提出会社ではない会社については、時価（公正価値）あるいは見積りを計算書類に広く反映させることは、コスト・ベネフィットの観点からも、信頼性と有用性とのバランスの観点からも、必ずしも望ましいとはいえない。すなわち、時価（公正価値）を把握する、とりわけ、見積りを適切に行なうためには相当のコストと手間を要するが、資本市場から資金を調達していない会社にとっては、そのような費用を負担して得られるベネフィットはほとんどないといえよう。上述のような利害関係者の情報ニーズに照らすと、また、そのような会社の株主は自己が保有している株式をいくらで売却すべきか、あるいは株式をいくらで取得すべきかの判断（投資意思決定）に必要な情報を求めていることは通常は考えにくいことに照らすと、会社がどの程度の配当をすることができるのか、会社が存続成長していけるのかなどの予測に必要な情報を求めていると考えられ、そうであれば、見積り情報あるいは時価情報の必要性は高くはないとも考えられるからである。このように考えると、見積りあるいは時価の把握を広く要求することにより、会計数値の有用性が大きく高まるとは言い切れないことになる。また、経理担当者が1人以下である会社が大多数を占める状況の下では¹⁵、決算整理事項をできる限り最小限に抑え、負荷を軽くするとともに、経理担当者が容易に理解できるような会計処理方法が許容されないと、かえって、不適切な会計処理が行なわれるリスクが大きくなり、本末転倒な結果が生じかねない。とりわけ、十分な体制なしに見積りを行なうことや時価を把握することを要求すると、会計数値の信頼性は大きく損なわれるおそれがあり、有用性と信頼性の確保という観点からも、外部情報のみに基づいてはなしえない、一義的に定まらない見積りを行なうことを要求することは最小限にとどめることが望ましいといえることができる。

諸外国における議論などを参考とすれば、たとえば、中小会社には、リース資産・リース負債の賃貸借処理が認めることが穏当であろうし、税効果会計の適用は強制されるべきではないと考えられる。また、減損あるいは退職給付債務などの見積りにおいては簡便法が広く認められてしかるべきであろう¹⁶。もっとも、たとえば、（平成18年改正前商法施行規則もそうであったが）会社計算規則5条は、明らかに、償却性資産について規則的な償却（減価償却など）を、債権について取立不能見込額の控除を、それぞれ、要求しており、中小会社であっても、見積りが要求される最低限は存在する。

このように考えてみると、『中小企業の会計に関する基本要領』に従った会計処理も、原則として、中小会社にとって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つであると評価することができよう。

楽観的すぎる発想かもしれないが、現在の企業会計は、会計帳簿に基づいて計算書類（財務諸表）

を作成するという誘導法に基づくものであり、そうであるとすれば、自然と取得原価主義会計がスタート・ポイントとなり、それをどの程度修正することを求めるのか（決算時にどの程度、時価を考慮に入れるべきか、減損の判定・認識を行うべきか、見積りを行うべきか）が、企業の取引や規模などによって異なっているにすぎないとみることもできないわけではない。このように考えることができるとすれば、中小会社の会計基準に追加的な要求事項を付加したのが上場会社の会計基準であるという発想（ボトムアップ・アプローチ）もあながち的はずれてはいるわけではないし、会計基準・会計指針・会計基本要領間をシームレスに構築・解釈することもでき、またそれらが異質のスタンダードではなく、基本的には一本の流れの中にあるとみる余地があるともいえそうである。

4 今後の課題—計算書類の信頼性の確保

わが国においても、中小企業の会計の在り方については、徐々に整備されつつあるが、計算書類の信頼性を確保するための制度整備は必ずしも十分とはいえないのが現状である。会社法の下では、会計監査人制度及び会計参与制度が設けられており、また、任意監査を受けることもできるが、いずれも中小企業の間では十分に用いられているとはいえない。

（1）簡易監査構想と会計調査人構想

たしかに、中小会社の計算の適正担保制度についての検討は、昭和50年代から行われ、「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」や「商法・有限会社法改正試案」において、中小会社の計算の適正を担保する制度としていくつの提案がなされたが実現に至っていない。しかし、EU構成国では、日本より広い範囲の企業が外部監査を受けており、アメリカにおいても、SEC登録会社以外の会社が公認会計士等の監査を受けるのは、金融機関からの信用供与を受けるためであるといわれており、英米法系・大陸法系にかかわらず、計算書類の適正性を担保する制度は、金融機関の健全性の確保と企業の資金調達のための充足を実現するために必要なものと考えられている。わが国においても、中小企業にとって過大な負担を課さないような仕組みの構築・導入を真剣に考える必要があるのではないかとと思われる。

昭和49年商法特例法により、計算書類の適法性を確保し、利害関係者に信頼性のある財務情報を提供するという観点から、会計監査人監査が大会社に導入され、昭和56年改正により、大会社の範囲が拡大されたが、大会社ではない株式会社及び有限会社の計算書類の適法性を確保する必要性は認識されていた¹⁷。そこで、法務省民事局参事官室『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』（昭和59年5月）「七 計算・公開に関する問題点」の5において、会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、「会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法281条ノ3第2項2号・9号に該当）等に限定した監査を強制する」との意見があるが、どうか。」という問題提起がなされた。この項目には、「この専門家監査を強制する会社から有限会社を除くかどうかは、有限会社に有限責任を認める根拠、対象会社の数、

この監査を強制する会社規模をはかる基準（資本、総資産、負債、売上高、従業員数等）、この監査を受けない会社についての代償措置（支配的株主・社員・取締役の責任強化等）及び有限会社の位置付け等との関連において、なお検討する」という注1が付され、有限責任を株主・社員に認める会社類型については、会社の財務情報の開示の充実が前提となるという発想が見られた。なお、会計監査人とは異なり、「この専門家監査を行うものは、同一会社について税務を行う者であってもよいとすることはどうか。これに関連して、この専門家監査の欠格者とすべき特別利害関係者については、なお検討する。」（注4）とされ、また、「この専門家監査を強制する基準に達成しない会社についても、その任意採用を認める。」（注7）とすることも想定されていた。

その後、昭和60年11月に、法制審議会商法部会は、商法監査研究会を設置し、商法監査研究会の報告書（61年3月）においては、大きく分けて、A案（正規監査拡大案）、B案（正規監査簡易化案・調査案）、C案（経理指導案）の3案が提示され、B案はさらに手続を限定するB1案、対象を貸借対照表項目に限定するB2案、検証の程度を限定するB3案に分けられていた。

A案は従来の公認会計士または監査法人による正規監査の範囲をできるだけ拡大するものであったが、監査担当者の人数、被監査会社の経済的負担の面で問題があると認識されていた。他方、B案は正規の監査を簡易化し、計算書類の適正証明の範囲または程度を限定するという案であり簡易監査または限定監査を導入するというものであった。そして、B1案は、原則的に証憑書類を正しいものとして扱い、実地棚卸についても原則的には記録を閲覧または視閲するにとどめ、特に疑わしい場合に、新たな証拠書類の提出を求め、特に必要と認める場合には実査、立会、確認を行うなど、手続きを限定するというものであった。B2案は調査の対象を限定しようとするもので、貸借対照表の重要項目（期末残高）の妥当性を担保することを目的とするものであった。B3案は監査または調査の手続を限定せず、目的ないし効果の程度を下げようとするものであり、監査人が得るべき心証の程度が正規の監査より低くてよいとするものであった。他方、C案は、会計専門家が会社の経理を指導することによって、中小会社の計算が明瞭化されるよう間接的に効果をもたらそうとするものであった。

この報告書を踏まえて、法務省民事局参事官室『商法・有限会社法改正試案』（昭和61年5月15日）が公表され、四（計算・公開）の4及び5において、会計調査人制度を導入することが基本として提案され、会計専門家による指導は商法上の制度として可能かどうかを含めて、なお検討するものとされた。まず、公認会計士の監査を受けていない資本金3,000万円以上または負債総額3億円以上の株式会社及び資本金1億円以上又は負債総額10億円以上の大有限会社に、会計調査人による調査を義務付け、それら以外の会社も、定款で定めれば、会計調査人による調査を受けることができるものとすることが提案されていた。会計調査人による調査は「会社の貸借対照表および損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されているか認められるかどうか」について行われ、その報告がなされるものとされていた。すなわち、「調査人は、調査を通じて商法に即した会計帳簿ならびに貸借対照表および損益計算書が作成されているかどうかについての一応の検証をすべき相当の注意義務を負う。この場合における心証の程度については、『正規の監査』より低く『一応の確からしさ』でよいものとし、

実際の調査の程度は、調査人がその注意義務に従って判断し（調査の基準については、なお検討する。）、その判断した内容は『調査の方法の概要』として明らかにする。」(4c)とされていた。そして、会計調査人となることができるものとしては、公認会計士、会計士補及び税理士が列挙されていた。なお、「監査役監査との関係、監査役の監査報告書の記載との調整、『監査ではない』旨の表示をするかどうか、過渡的に無条件の意見差控えを認めるものとするかどうか等については、なお検討する。」とされ、監査と異なるものとして位置づけられていた。

(2) 会計参与制度

公認会計士と税理士との間の職域問題や中小企業団体からの否定的な反応や反対等を背景として、平成2年3月の『商法等の一部を改正する法律要綱案』には含められず、導入は見送られたが、商法等改正法案の可決にあたって、衆議院法務委員会において「会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度について更に検討を進め、関係各位の理解を求めた上、速やかに立法上の措置を講ずること」との附帯決議（第118回国会衆議院法務委員会議録第9号〔平成2年6月8日〕25頁）が、参議院法務委員会において「中規模以上の会社の計算については、会計専門家による適正な監査制度の法確立を図るため、早期に調査検討を行うこと」との附帯決議（第118回国会参議院法務委員会会議録第8号〔平成2年6月21日〕30頁）が、それぞれ、なされた。

会社法の現代化の審議過程においては、当初、この問題は取り上げられず、法制審議会会社法（現代化関係）部会『会社法制の現代化に関する要綱試案』（平成15年10月）においても、すべての株式会社は、定款で定めることによって、会計監査人の監査を受けることができるものとするのみが提案されていた。しかし、意見照会の結果などを受けて、法制審議会会社法（現代化関係）部会は、第23回会議（平成16年6月2日）において、会計専門家が取締役・執行役と共同して計算関係書類を作成する制度について、議論を開始し、要綱案に、会計参与制度が盛り込まれ、会社法に採り入れられた。

会計参与制度には、とりわけ会計監査人が設置されていない中小企業において、会計の専門家である公認会計士・税理士・監査法人・税理士法人が、取締役（委員会設置会社においては執行役）と共同して、計算関係書類を作成することによって、計算関係書類の内容の適正性または正確性を担保し、計算関係書類の虚偽記載を抑止する一方で、会社とは別に計算関係書類（連結計算書類を除く）の保存・備置などを行うことにより、計算書類の改ざんを防止し、また、改ざんされていないことに対する利害関係者の信頼を確保すること及び利害関係者にとっての閲覧等請求の心理的負担を軽減するという効果が期待される。

(3) 経営事項審査と計算書類の信頼性確保

経営事項審査においては、平成20年4月1日以降、Wとして、会計監査人設置会社は20点、会計参与設置会社は10点、それぞれ、加点されることとされており、計算書類の信頼性確保のインセンティブが与えられている。また、虚偽申請を行った場合の営業停止期間が15日から30日へと延長

されている。しかし、会計参与制度導入前に建設業振興基金において行った実態調査によれば、非上場会計監査人設置会社の財務数値はそれ以外の非上場会社の財務数値よりも悪く、これは、減損などの認識が行われている程度の相違ではないかと推測された。したがって、W 評点が高いことによって、Y 評点の低さをカバーできるのかという問題がある。

このように考えてみると、同じ土俵での比較を実現するために、経営事項審査を受ける企業については、せめて、会計参与の設置を要求することあるいは不適切な関与を行った場合にはかなり強いサンクションを受けるような形での会計専門職業人の関与を要求することなどを考えてもよいのではないと思われる。現在でも、W として、社内の経理実務責任者が、経理処理の適正を確認し自ら署名した書類を提出することによる自主監査でも 2 点加点されるが不適切な確認を行った場合のサンクションはないといってよい状況であるし、何よりも、社内の経理実務責任者では独立性に欠けるおそれが相当に高いという問題がありそうである。

注

- 1 適切な審査もしないまま信用保証協会に融資案件を丸投げし、利ざやを稼ぐとか、優良企業はプロパー融資で行い不良企業は保証付融資で行うといった金融機関が存在したことは否定できないし、代位弁済の率が高まっているということは、モラルハザードの存在を示唆している（伊藤晃子「公的信用保証制度におけるモラルハザードに関する一考察」〈<http://www3.grips.ac.jp/~up/pdf/paper2010/MJU10047ito.pdf>〉、根本忠宣「信用保証制度の経済効果とパフォーマンス評価」中小企業総合研究 9 号 46 頁以下（平成 20 年）〈www3.keizaireport.com/jump.php?RID=73884&key=601〉など。金融財政事情平成 24 年 6 月 25 日号 6 頁も参照）。たとえば、大久保勉議員は「いわゆる緊急保証制度は、債務者がデフォルトを起しても、保証協会が 100% 信用保証するため、紹介銀行にとってリスクが全くありません。自行の不良債権を保証協会にいわゆる飛ばす、若しくは肩代わりしてもらおうと、こういった安直な方向に行く可能性があります。それを防ぐためにどうすればいいか。」（第 180 回国会参議院財政金融委員会会議録第 5 号（平成 24 年 3 月 29 日）6 頁）と、問題提起をしていた。代位弁済率については、たとえば、「金融機関別の代位弁済の状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hosho/download/0613bensai.pdf> 参照)。
- 2 なお、2012 年 7 月 2 日より、財務報告評議会（FRC）が法令により指定された会計基準設定主体とされている。The Statutory Auditors (Amendment of Companies Act 2006 and Delegation of Functions etc) Order 2012 (S.I. 2012/1741), art.23 and 2。
- 3 詳細については、弥永真生「米国における中小企業向け会計基準」Business Law Journal 56 号（平成 24 年）96-97 頁参照。
- 4 会社法 614 条は、持分会社の会計も「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に「従うものとする」と規定している。
- 5 相澤哲＝郡谷大輔＝和久友子「新会社法関係法務省令の解説（6）会計帳簿」商事法務 1764 号（2006 年）14 頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第 4 版〕』（有斐閣、2011 年）578 頁など。
- 6 これによって、「慣行」とは本来ある程度の期間反復して実践されているものであると、かりに解しても、「会計の基準」は、その実施時期からは、当然に「会計の慣行」として扱われるという解釈が可能になるかもしれない。つまり、慣行性をあまり厳しく解する必要はないという解釈に有利な文言である。
- 7 ただし、単体の計算書類との関係では、分配可能額算定に与える影響を考慮に入れる必要があり、必ずしもこのようにはいえない。
- 8 相澤＝郡谷＝和久・前掲注（5）14 頁、江頭・前掲注（5）578 頁など。
- 9 江頭教授は、「会計参与設置会社である中小企業の会計は、右の会計基準より簡便な『中小企業の会計に関する指針』によることが適当とされており、それ以外の中小企業には、より幅広い会計処理も認めら

れる。」と指摘している（江頭・前掲注（5）578-579頁）。

- 10 もっとも、会社法の下では、たとえば、建設利息を資産の部に計上することは許されないと解される。
- 11 日本商工会議所が実施したアンケート及びヒアリング結果。日本商工会議所が主催した『非上場企業の実態に則した会計のあり方に関する研究会』において提供を受けたところに基づく。
- 12 日本商工会議所が実施したアンケート及びヒアリング結果。
- 13 <https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100830/press_release/20100830.pdf;jsessionid=89FC44522C39BE9DC300D10BDA6D3FA0>.
- 14 <<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/100930IR-Z.pdf>>.
- 15 たしかに、現実には税理士や公認会計士などの職業的専門家の助力を得るのが通常であることに鑑みると、経理担当者の人数は重要な桎梏ではないのかもしれないが、経営者が会計数値を理解し、それを経営改善に反映させるという観点からは、やはり、できる限り、単純な会計処理が認められることが望ましいということもできよう。
- 16 さらに、昭和37年商法改正の際の議論に照らせば、棚卸資産などについては、著しい時価の下落がない限り、取得原価で計上することを認めることが、事務処理の煩瑣を回避するという点から望ましいという見方もありえよう。
- 17 諸外国の制度については、武田隆二（編著）・中小会社の計算公開と監査（清文社、平成12年）、弥永真生「中小企業の監査」税研19巻2号（平成15年）45頁以下など参照。

（本研究はJSPS 科研費 25285026 の助成を受けたものである。）